

保育施設の利用を考
えている保護者の方へ

いつかは利用
したいな…

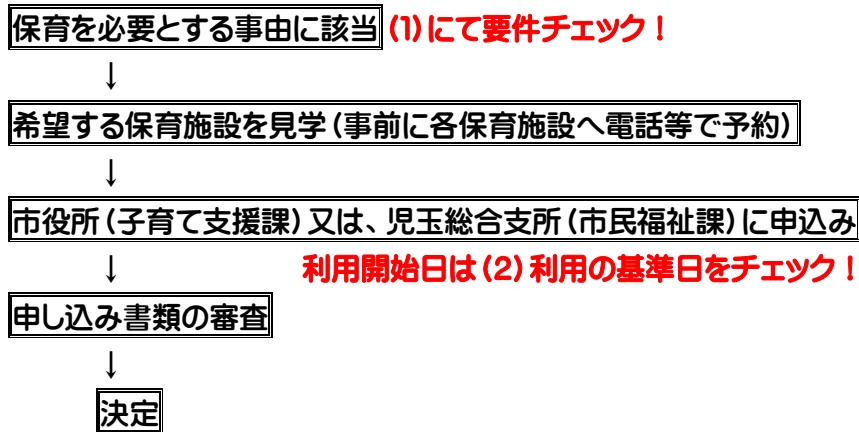
保育施設利用について

(保育所・保育園・認定こども園・地域型保育施設)



保育施設は以下のような保護者の就労、病気など家庭において十分に保育することができない時に保育することを目的とする施設です。

～入所までの簡単な流れ～



(1) 保育を必要とする事由

- ①就労・・・ 1か月において48時間以上労働することを常態としていること。
- ②母親の出産・・・出産予定のある月の前後2か月間であること。
(例:3月に出産予定の場合、1月から5月までの5か月間)
- ③疾病等・・・ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④病人の看護・・・長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護又は看護していること。
- ⑤家庭の災害・・・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥求職活動・・・ 求職活動を行っていること。(入所日から3か月までの期間)
- ⑦就学・・・ 学校に在学している又は職業訓練を受けていること。
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
ただし、①の就労の事由で利用を開始した場合に限ります。
- ⑩特例の場合・・・市長が認める前各号に類する状態であること。

(2) 利用の基準日について

毎月1日からの入所となります。(月の途中からの入所はできません。)

産休、育休明けの場合は、復職(予定)日によって利用申込みできる月が決まります。

(例) 5月1日の復職(1日～14日付けの復職) …… 4月1日から利用可能(申込は前年の11月中旬から12月中旬までの平日)

5月15日の復職(15日～31日付けの復職) …… 5月1日から利用可能(申込みは4月15日までの平日)

(3) 申込み受付

必ず希望する保育施設を見学してから、入所を希望する月の前月15日までの平日(新年度の4月入所については、前年の11月中旬から12月中旬)に書類を添えて申込みしてください。

※申込み順に決定するものではありません。

必要書類は市ホームページからもダウンロードしてご利用いただけます!

(4) 利用決定

提出書類を審査後、保育を必要とする程度の高い児童から入所者を決定(申込み順ではありません。)し、保護者と保育施設に文書で通知します。

※ 定員以上の申込みがあった場合は退園者等ができるまでお待ちいただくことがあります。

新年度4月入所→2月下旬ごろ

年度途中入所 →毎月20日ごろ

(5) 保育施設選びのポイント!

- ・通える保育施設を数か所選ぶ。(第5希望まで書けます。)
- ・見学(制服の有無、持ち物等施設によって異なる入園前の準備の確認)
- ・施設長、保育士と話をする。
- ・保育施設の特徴(施設の規模、イベント、開所時間)、保育方針、気になることは直接たずねる。

○提出書類、保育料等詳しいことは市ホームページから「保育施設利用申込みの手引き」をご確認ください。

わからないことは、下記までご連絡ください。



子育て支援センターに遊びに行ったり、運動会を見に行くのもおすすめです。

準備はお早めに!!

本庄市役所子育て支援課保育係

0495 - 25 - 1128

児玉総合支所市民福祉課保険子育て係

0495 - 72 - 1333